

確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～

◎300㎡以上の建築物は省エネ措置についての届出が必要になります。
◎建設リサイクル法届出様式が変わります。

300㎡以上の建築物は省エネ措置についての届出が必要になります。

改正省エネ法の施行により、平成22年4月1日から、これまでの2,000㎡以上の建築物(第一種特定建築物)に加え、**300㎡以上の建築物(第二種特定建築物)**についても、**省エネ措置についての届出が必要**になります。

着手予定日の21日前までに届出する必要があります。

	(改正前)	(改正後:赤字が改正部分)
建築に係る届出	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000㎡以上の建築物の新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置を所管行政庁※2に届出 ・省エネ措置が著しく不十分 → 指示、指示に従わない場合に公表 	<ol style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定建築物とし、新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置を所管行政庁に届出 ・省エネ措置が著しく不十分 → 指示、指示に従わない場合に公表、命令(罰則)
	<p>※2 所管行政庁: 建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県・市等</p> <p>[2,000㎡未満の建築物については届出に係る規定なし]</p>	<ol style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上を第二種特定建築物とし、新築・増改築の際、省エネ措置を所管行政庁に届出 ・省エネ措置が著しく不十分 → 勧告

各評価項目ごとに下記のA～Cのいずれかの方法で評価します。

C(簡易なポイント法)は、今回新たに整備された評価方法であり、詳細な評価はできませんが、計算不要または簡易な計算により、比較的簡単に評価することができます。

C(簡易なポイント法)の評価方法: Σ [各項目の得点]+[補正点] \geq 100点

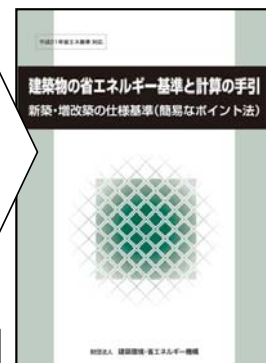
評価項目	A 性能基準による判断方法 (PAL/CEC) すべての規模に適用できる	B 仕様基準による判断方法 (ポイント法) 延べ床面積が5000㎡以下の建物に適用できる	C 仕様基準による判断方法 (簡易なポイント法) 延べ床面積が2000㎡以下の建物に適用できる
外皮の省エネ性能	PAL \leq 判断基準値	ポイント(外皮) \geq 100	ポイント(外皮) \geq 100
空調設備の省エネ性能	CEC/AC \leq 判断基準値	ポイント(空調) \geq 100 分散型設備のみ適用可	ポイント(空調) \geq 100 分散型設備のみ適用可
換気設備の省エネ性能	CEC/V \leq 判断基準値	ポイント(換気) \geq 100	-
照明設備の省エネ性能	CEC/L \leq 判断基準値	ポイント(照明) \geq 100	ポイント(照明) \geq 100
給湯設備の省エネ性能	CEC/HW \leq 判断基準値	ポイント(給湯) \geq 100	ポイント(給湯) \geq 100
エレベーター設備の省エネ性能	CEC/EV \leq 判断基準値	ポイント(EV) \geq 100	-

C(簡易なポイント法)による計算事例 【一般地域の事務所の外皮の省エネ性能】

項目	措置の概要	得点
外壁の断熱性能	外壁の全面に発砲ウレタン25mmを施工	65
窓の断熱性能及び窓の日射遮蔽性能	窓の面積 窓面積合計: 31.12㎡ 外壁面積合計: 135.72㎡ 窓面積比率: 23%	25
	ガラスの種類 複層ガラス+明色ブラインドを過半に採用	30
補正点	一般地域、用途: 事務所	35
合計		155

C(簡易なポイント法)については、(財)建築環境・省エネルギー機構(IBE)から解説が出版されています。

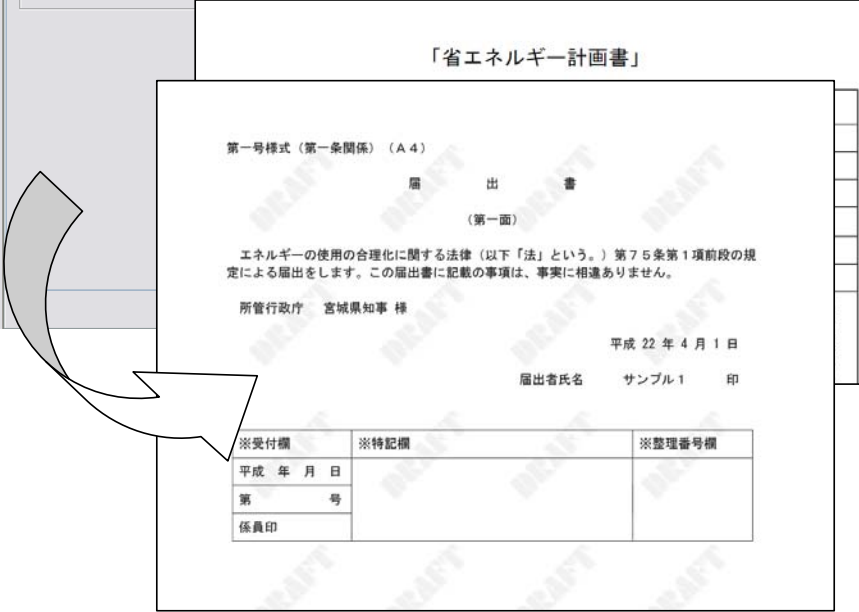
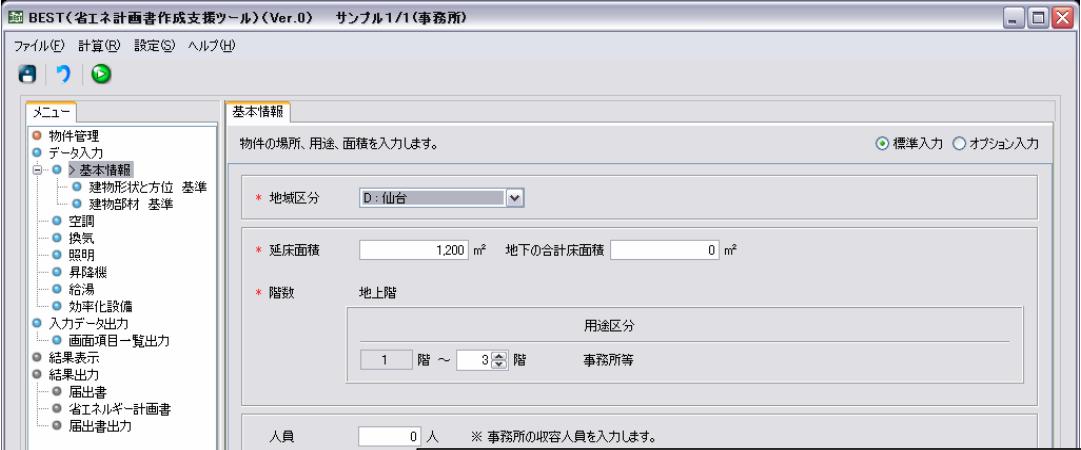
この場合、合計得点が100点以上なので、判断基準をクリアしています。



日本サステナブル・ビルディング・コンソーシアム (JSBC) のホームページで**BEST(省エネ計画書作成支援ツール)**が**無料配布**されています。(適用規模・用途は、300㎡以上5,000㎡未満の住宅を除く業務系建築物全般です。)
 入力画面に従い入力すると、A(性能基準)相当値を計算し、届出に必要な**届出書、省エネ計画書が自動出力**されます。

BEST(省エネ計画書作成支援ツール)は、こちらからのホームページからダウンロードできます。
 (http://www.jsbc.or.jp/best_download/index.html)
 ※JAVA動作環境
 Java Runtime Environment JRE1.6.0_05 以上

このような画面に従い入力、計算を実行すると、届出書、省エネ計画書をPDFファイルで出力することができ、そのまま、届出書として活用することができます。



※関係法令等については、こちらで御確認ください。
 (国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/iutakukentiku_house_tk4_000005.html)
 (建築宅地課HP: <http://www.pref.miyagi.jp/kentaku/KenchikuSidou/HartBill/syouene.html>)

建設リサイクル法届出様式が変わります。

建設リサイクル法に関する省令が改正され、**平成22年4月1日から、届出様式が一部変わります。**(負担軽減や効率化のためであり、実務的には、これまでとあまり変わりはないと思われます。)

また、内装材に木材が含まれている場合には、当該木材を適切に分別するため、あらかじめ分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を取り外した上で当該木材を取り外すよう順序を明確化されました。

(様式第一号) (A4)

届 出 書

知事
市区町村長 殿 平成 年 月 日

フリガナ
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ 印
(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所
(転居予定先) (郵便番号 -) 電話番号 - -
住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 _____

③工事の種類及び規模

<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事	用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m ²
<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事	用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m ²
<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円
<input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	請負代金 _____ 万円

④請負・自主施工の別：請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 -) 電話番号 - -

②住所 _____

③許可番号(登録番号)

建設業の場合
建設業許可 _____ 大臣 知事(-) 号 (_____ 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 _____

解体工事業の場合
解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号
技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 平成 年 月 日
(工事完了予定日) 平成 年 月 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載できないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)
(注意)

- 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 記名押印に代えて、署名することができる。
- 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 _____

※別表も一部変わります。

主な変更点

転居予定先の項目が追加されました。

記入しやすいよう、並びが変わりました。

許可業種の項目が追加されました。

解体工事を請け負うことができるのは、解体工事業または土木工事業、建築工事業、及び土工工事業です。

着手・完了予定日の項目が追加されました。

※新様式等については、こちらからダウンロードできます。

(国土交通省HP: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk1_000021.html)

お知らせ

大河原土木事務所建築班のホームページをご覧ください。

このかわら版をカラーで見ることができます。

また、これまで発行したかわら版をはじめ各種情報を掲載しています。

(宮城県庁 → 土木部 → 大河原土木事務所から入って下さい)